

5 今後の取組 ②令和2年度における予算措置

農林水産業・食品産業における労働安全対策の強化 【令和2年度予算概算決定額 574（431）百万円の内数】

<対策のポイント>

農林水産業や食品産業の就業者の安全を確保するため、事故要因の調査・分析、安全点検マニュアルの作成、安全性の高い新技術の導入等を総合的に推進するとともに、労働安全に係る研修・指導や労働環境の安全性を向上させるスマート技術の普及を支援します。

<事業目標>

農林水産業及び食品産業における労働災害による死傷者数を平成29年比5%以上減少及び死亡者数を15%以上減少させる【令和4年まで】

<事業の内容>

1. 農林水産業・食品産業における労働安全強化対策推進事業 150（-）百万円

- 農林水産業や食品産業における、事故要因の調査・分析、作業環境等の点検マニュアルの作成、安全性の高い新技術等の現場実装、就業者向けの意識啓発等の労働災害防止対策を総合的に推進します。

2. 労働安全に係る研修・指導

- ① 現場技能者キャリアアップ・林業労働安全対策のうち林業労働安全推進対策 396（402）百万円の内数
林業就業者への最新装置を活用した研修などの労働安全の取組を支援します。

- ② 漁業労働安全確保・革新的技術導入支援事業 28（29）百万円の内数
漁業者等への安全講習会や現場での安全指導の取組などを支援します。

（関連事業）

- 持続的生産強化対策事業
 - ・農作業安全総合対策推進事業
農業者と接する様々な機会を捉えた対面型の安全啓発の取組などを支援します。

3. スマート技術の普及

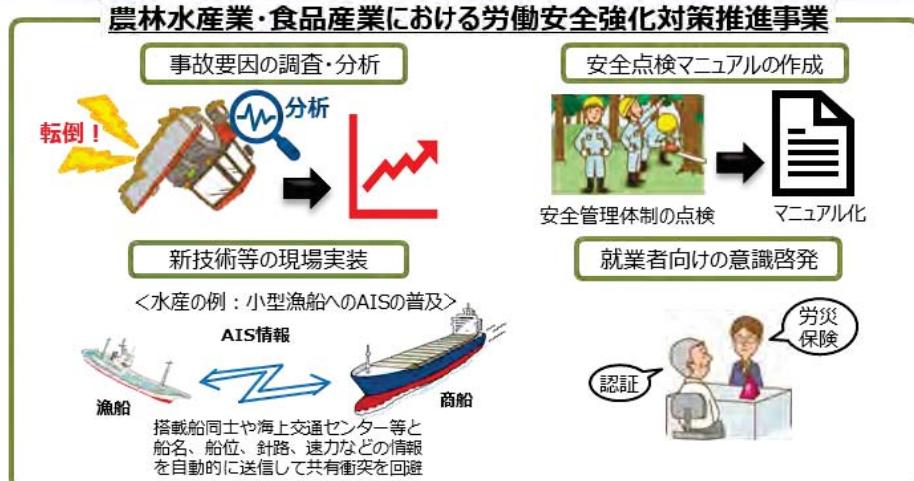
スマート農林水産技術の普及により、労働環境の安全性の向上を図ります。

- （関連施策）
- ・スマート農業総合推進対策事業
 - ・林業イノベーション推進総合対策のうち省力化機械開発推進対策
 - ・スマート水産業推進事業のうちICTを利用した漁業技術開発事業

<事業の流れ>



<事業イメージ>



農林水産業や食品産業における労働災害の発生を抑制することにより、若者が自らの未来を託せる産業に！

[お問い合わせ先]	(1の事業)	大臣官房政策課	(03-6744-0494)
	(2①の事業)	林野庁経営課	(03-3502-1629)
	(2②の事業)	水産庁企画課	(03-6744-2340)

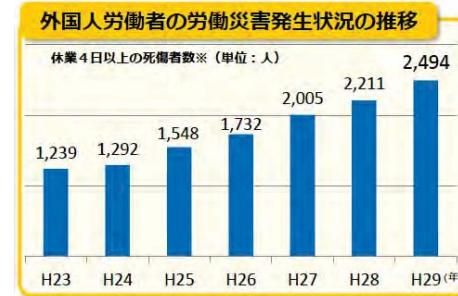
<参考> ①厚生労働省における関連する令和2年度予算措置

- 第13次労働災害防止計画重点業種等の労働安全対策推進のため、R2年度において114億円（前年度99億円）を計上。
- 労働災害が増加傾向にある第三次産業等における安全推進者の配置、建設業（特に東京オリンピック・パラリンピック競技大会施設の建設工事）における墜落・転落災害防止対策の充実強化、製造業における技術革新に対応した安全対策の推進、最新規格に適合しない機械等の更新のための支援、林業における労働災害防止対策の促進等を実施。
- さらに、近年の労働現場の動向を踏まえ、外国人対策や高齢者対策を充実・新設。

(1) 外国人労働者安全衛生確保対策費【新規】13.5億円

外国人労働者に対して適切な安全衛生教育等が実施できるよう、以下を実施。

- ①危険な作業についての安全衛生教育用視聴覚教材の作成、②外国人労働者向け技能講習補助教材の作成、③VR技術を活用した危険体感教育用教材の開発、④専門家による相談窓口の設置 等



(2) 高齢者の特性に配慮した安全衛生対策を行う企業への支援【新規】3.3億円

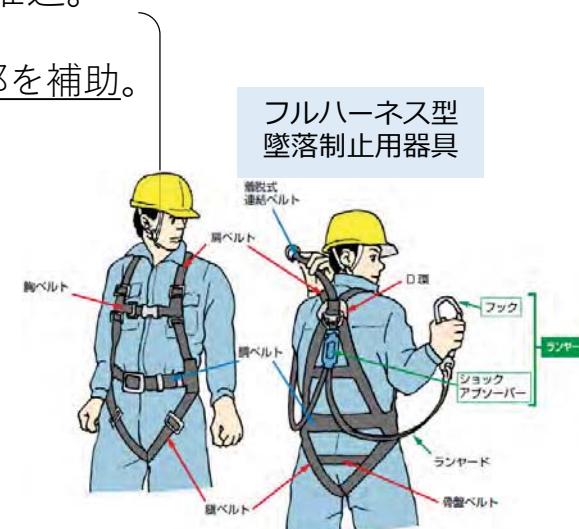
中小企業による高年齢労働者の安全・健康確保措置を支援するための助成金※を創設するとともに、高年齢者の特性に配慮した独創的・先進的な取組を検証・公表することで、高年齢労働者の安全衛生対策を推進。

※エイジフレンドリー補助金

60歳以上の高齢者を雇用する中小企業における、安全衛生確保に係る取組に要する費用の一部を補助。

（審査の上、競争的に交付。上限：1/2、100万円）

- ①高年齢者の特性に配慮した安全衛生教育に係る経費
②高年齢者に優しい機械設備の導入等に関する経費 ③健康確保のための取組に関する経費



(3) 既存不適合機械等更新支援補助金【継続】7.2億円

中小企業か個人事業者が、既存不適合機械等を最新規格に適合させるために要する費用の一部を補助（補助率1/2（上限12,500円）、R2年度はフルハーネス型墜落制止用器具等が対象。個人事業主の場合は労災保険に特別加入していることが要件。）。

(4) 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する基本計画に基づく施策の推進【拡充】3.5億円

中小の建設業者の安全衛生管理能力の向上に向けた支援、一人親方等への労災保険特別加入制度の周知広報など、建設工事従事者の安全及び健康確保対策の推進を図る。

<参考> ②建設業の安全対策に係る国等の取組

- 厚生労働省は、建設現場の災害発生リスクを踏まえた、労働者保護の観点からの施策（具体的な安全確保措置の義務化、安全対策に係る普及啓発等）等を実施。なお、労働者ではない一人親方対策についても、国土交通省と連携して推進。
- 国土交通省は、多重の下請け構造となり、様々な立場の従事者が同一現場に携わるという建設業界の特有の事情を踏まえた施策、業界の自主的な取組の推進、安全な工法の研究開発等を実施。
- このほか、法律に基づく団体や、業界団体が自主的な取組を実施。

(1) 国の基本計画等

① 第13次労働災害防止計画（H30年）

重点事項のひとつとして「建設業における墜落・転落災害等の防止」を位置づけ。

② 建設工事従事者の安全及び健康の確保の推進に関する法律（H29年施行）

超党派の議員立法によりH28年に成立した同法及び同法に基づく基本計画において、建設工事の請負契約における安全経費の適切かつ明確な積算、現場の責任体制の明確化、一人親方対策、労災保険特別加入の促進、安全性に配慮した工法の開発・普及等を位置づけ。

(2) 国による具体的な対策

① 墜落・転落災害の防止対策の充実強化

労働安全衛生規則の改正により、足場からの墜落防止措置の徹底や、高所作業時におけるフルハーネス型保護具の使用義務化等、対策を強化。また既存不適合機械等を最新構造規格に適合するものに改修・買い替え等するために要する費用を補助。

② 一人親方対策の推進

多層の下請構造になる場合が多い建設業において重要な一人親方対策について、安全衛生教育に係る研修会を全国で開催するとともに、建設現場において一人親方に対し技術指導を実施。

③ 労災保険の特別加入の促進

建設事業者や一人親方向けの加入促進のしおりを作成するなどの取組を実施。

④ 下請の安全衛生経費の確保

安全衛生経費が下請けまで確実に支払われるような施策や、安全衛生経費の算出等を支援する施策を推進。

(3) 業界団体等による取り組み

① 建設業労働災害防止協会（建災防：労働災害防止団体法に基づく団体）

労働災害防止規定を設定し、安全・衛生についての措置に対する援助及び指導など、労働災害防止に関する自主的な活動を実施。また、ISO45001に対応した建設業労働安全衛生マネジメントシステム（COHSMS：コスモス）を策定し、普及促進。

② (一社)日本建設業連合会

会員企業の全現場を対象とする「災害防止対策特別活動」による現場パトロールやリーフレットの作成、会員企業を対象とした研修会の開催、労働災害防止等のための調査研究、労働安全に関する標語の一般公募等を実施。